

医学部附属病院臨床研究審査委員会審査手数料規程

[平成30年6月20日制定]

[平成30年島大医学部規則第40号]

(趣旨)

第1条 この規程は、医学部附属病院臨床研究審査委員会規程（平成30年島大規則第178号）第21条第2項の規定に基づき、島根大学医学部附属病院臨床研究審査委員会（以下「委員会」という。）が実施する審査意見業務に係る審査手数料（以下「審査料」という。）及びその納付について定めるものとする。

(審査料)

第2条 審査料は、別表のとおりとする。

(審査料の納付)

第3条 審査料は、委員会が実施する新規申請又は定期報告による審査意見業務について、審査日までに前納するものとし、本学が発行する請求書等により所定の期日までに納付しなければならない。

2 審査結果にかかわらず、既納の審査料は、返還しない。

附 則

この規則は、平成30年6月20日から施行する。

附 則

この規則は、2019（令和元）年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、2021（令和3）年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1. 本学以外に所属する研究責任医師（多施設共同研究の場合は，研究代表医師）

（消費税込み）

申請の種類	審査料
新規申請（1申請あたり） （新規申請以後定期報告までの間における変更申請，疾病等報告等を含む。）	420,000 円
定期報告（1申請あたり） （定期報告以後次回定期報告までの間における変更申請，疾病等報告等を含む。）	150,000 円

2. 本学に所属する研究責任医師（多施設共同研究の場合は，研究代表医師）

（消費税込み）

申請の種類	審査料
新規申請（1申請あたり） （新規申請以後定期報告までの間における変更申請，疾病等報告等を含む。）	320,000 円
定期報告（1申請あたり） （定期報告以後次回定期報告までの間における変更申請，疾病等報告等を含む。）	110,000 円